



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

*663	昭和37年和歌山県告示第671号(指定地方公共機関の指定)の一部改正	(総合防災課).....	1
664	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	2
665	〃	(〃).....	2
666	〃	(〃).....	3
667	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	3
668	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し	(長寿社会課).....	3
669	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	4
670	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(〃).....	4
671	〃	(〃).....	4
672	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の変更	(〃).....	4
*673	平成2年和歌山県告示第495号(母子保健法施行細則の規定により徴収する額)の一部改正	(健康推進課).....	5
674	木材業者等の登録の変更	(林業振興課).....	5
675	保安林予定森林	(森林整備課).....	5
676	保安林の指定	(〃).....	6
677	保安林の指定施業要件変更	(〃).....	6
678	〃	(〃).....	6
679	公共測量の実施	(技術調査課).....	7
680	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
681	道路の供用開始	(〃).....	7
682	道路の区域変更	(〃).....	8
683	道路の供用開始	(〃).....	8
684	道路の区域変更	(〃).....	8
685	道路の供用廃止	(〃).....	9
686	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	9
687	〃	(〃).....	10
688	道路の位置の指定	(都市政策課).....	11

告 示

和歌山県告示第663号

昭和37年和歌山県告示第671号(指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「河西土地改良区」「名草池土地改良区」「若宮池土地改良区」「桜池土地改良区」及び「留池土地改良区」を削り、「和歌山南海観光バス株式会社 竜神自動車株式会社」を「クリスタル観光バス株式会社 龍神自動車株式会社」に、「近鉄物流株式会社」を「近物レックス株式会社」に改め、

「田辺運送株式会社 金屋貨物運送株式会社」を削り、「和歌山県医師会」を「社団法人和歌山県医師会 公益社団法人和歌山県看護協会」に改め、「熊野観光バス株式会社」及び「有限会社印南運送」を削り、「有限会社大十ロジスティクス」を「有限会社大十ロジスティクス」に改める。

和歌山県告示第664号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年7月17日まで縦覧に供する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年5月23日

2 名称

特定非営利活動法人椰の会

3 代表者の氏名

櫻井知明

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田市初島町浜1580番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県下の中小企業者に対しては、国際的視野に入れた品質をはじめとする効率的運営管理に関する支援、また、市民、団体に対しては、技能指導、講演会等実施する中から、住民の意識改革を図り、より良いまちづくりに関する事業を行い、もってそこに住み、働き、訪れる全ての者にとって魅力ある地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第665号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年7月24日まで縦覧に供する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年5月24日

2 名称

特定非営利活動法人アタック・メイト和歌山

3 代表者の氏名

前岡秀幸

4 主たる事務所の所在地

和歌山市鷹匠町6丁目7番2号

5 その他の事務所の所在地

岩出市水栖269番地の10

6 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県及び近隣府県の市民、団体及び中小企業者に対し、環境保全に関する技術指導

を主体に、環境との調和と共生のまちづくりに関する事業を行い、もってそこに住み、働き、訪れる全ての者にとって魅力ある地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第666号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年7月25日まで縦覧に供する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年5月25日

2 名称

特定非営利活動法人V.O.V

3 代表者の氏名

池下勇

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市杭ノ瀬130番地の4

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して動物を適正に飼育すること、動物を愛護することを通して社会的情操教育の育成や環境の良いまちづくりの推進を図り、人間と動物が共存できる社会を創造することに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第667号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田医 163-24	赤ちゃんとこどものクリニックBe	田辺市たきない町32-6	平成 24.6.1

和歌山県告示第668号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第85条第3号の規定に基づき公示する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業 者 番 号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	取 消 年 月 日
30701040 66	有限会社奈瑞菜	なづなケアプランセンタ ー	和歌山市黒田337-25 根 来マンションB-105号	居宅介護支援	平成 24.4.1

和歌山県告示第669号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	指 定の有効期限
3022250306	はまゆう城山ホーム	田辺市城山台35-8	共同生活介護・共同生活援助	知的障害者精神障害者	特定非営利活動法人はまゆう作業所	田辺市上屋敷2-18-6	平成24.5.1	平成30.4.30

和歌山県告示第670号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
ラッキー薬局	東牟婁郡太地町太地3391	南豊光	平成24.6.1

和歌山県告示第671号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
きのした薬局	東牟婁郡串本町西向837	—	木下雅代	平成24.6.1

和歌山県告示第672号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の変更の届出があったので公示する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害児通所支援の種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更年月日
3050100324	なのはな・きつず	児童発達支援	事業所の名称	デイサービスステーション菜の華	なのはな・きつず	平成24.5.1

放課後等
サービス

和歌山県告示第673号

平成2年和歌山県告示第495号（母子保健法施行細則の規定により徴収する額）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日以後の給付に係る費用から適用する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

徴収基準額表備考1中「同法314条の8」を「第314条の8」に、「及び第5条の4第6項」を「第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考2（1）を次のように改める。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

徴収基準額表備考2（2）中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改める。

和歌山県告示第674号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録者の 氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更 年月日
株式会社上市屋銘木店	名称及び代表者の氏名	株式会社上市屋銘木店 代表取締役 上市雅史	上市屋銘木店 代表 上市雅史	平成 24.4.23

和歌山県告示第675号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町石船字上平376の1・385・385の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第676号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字押手字下横谷499、501、502の1、504、505の3、505の4、507、字上横谷520、521の2、523、526の1、527の1、527の2、528、528の1、528の2、530の2、530の5、531、532の1（次の図に示す部分に限る。）、532の3、533の4、533の6、533の7、534、536の2、537の1、539、540の1、540の4から540の6まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上横谷520、521の2、523、526の1、527の1、527の2、528、528の1、528の2、531（次の図に示す部分に限る。）、532の1、532の3・533の4・533の7・540の5（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、540の6

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第677号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成元年5月6日農林水産省告示第646号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第678号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年10月24日農林水産省告示第1744号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第679号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ）
- 2 作業期間 平成24年5月24日から平成24年12月14日まで
- 3 作業地域 田辺市、東牟婁郡那智勝浦町

和歌山県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町大角字日浦290番1地先から同町大角字日浦294番1地先まで	旧	6.01 } 12.39	112.33	
同上	新	8.29 } 13.92	112.33	

和歌山県告示第681号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町大角字日浦290番1地先から同町大角字日浦294番1地先まで

供用開始の期日 平成24年6月8日

和歌山県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市龍神村小又川字細ノ道下392番2地先から同市龍神村小又川字スクモ串道下387番1地先まで	旧	3.10 ） 24.50	288.90	
同上	新	10.00 ） 29.10	288.90	

和歌山県告示第683号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 田辺市龍神村小又川字細ノ道下392番2地先から同市龍神村小又川字スクモ串道下387番1地先まで

供用開始の期日 平成24年6月8日

和歌山県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 興加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考

		メートル	メートル	
海南市下津町曾根田字芦出584番4地先から同町橋本字土穴4番10地先まで	旧	4.65 } 16.00	970.40	

和歌山県告示第685号

次のように道路の供用を廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 興加茂郷停車場線

供用廃止の区間 海南市下津町曾根田字芦出584番4地先から同町橋本字土穴4番10地先まで

供用廃止の期日 平成24年6月8日

和歌山県告示第686号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東山谷川右支溪（3-343-1-001）、東山谷川右支溪（3-343-2-003）、丹生川右支溪（3-343-2-004）、丹生川右支溪（3-343-2-005）、東山谷川（3-343-1-002）、丹生川右支溪（3-343-1-004）、杉尾谷（3-343-1-023）、丹生川左支溪（3-343-2-028）、鶴の澤（Ⅰ-55）、九度山1（Ⅰ-3114）、九度山旭1（Ⅰ-3115）、九度山旭2（Ⅰ-3159）、九度山4（Ⅱ-884）、九度山5（Ⅱ-885）、九度山旭4（Ⅱ-886）、九度山旭5（Ⅱ-887）、九度山20（Ⅱ-888）、九度山旭7（Ⅱ-889）、九度山旭8（Ⅱ-890）、九度山13（Ⅱ-1023）、九度山14（Ⅱ-1024）、九度山東5（Ⅱ-1027）、九度山24（Ⅱ-10017）、九度山26（Ⅱ-10019）、九度山27（Ⅱ-10020）、九度山28（Ⅱ-10021）、九度山29（Ⅱ-10022）、九度山17（Ⅲ-258）、九度山広良1（Ⅰ-3116）、九度山東山1（Ⅰ-3117）、九度山東山2（Ⅰ-3118）、九度山2（Ⅰ-3119）、九度山東山3（Ⅰ-3120）、九度山旭3（Ⅰ-3160）、九度山旭10（Ⅱ-892）、九度山東1（Ⅱ-893）、九度山広良2（Ⅱ-894）、九度山広良3（Ⅱ-895）、九度山6（Ⅱ-896）、九度山7（Ⅱ-897）、九度山8（Ⅱ-898）、九度山東2（Ⅱ-899）、九度山21（Ⅱ-900）、九度山東4（Ⅱ-902）、九度山9（Ⅱ-903）、九度山10（Ⅱ-904）、九度山広良4（Ⅱ-1025）、九度山東山7（Ⅲ-256）、九度山16（Ⅲ-257）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに九度山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

丹生川右支溪（3-343-1-003）、九度山3（Ⅰ-3158）、九度山東3（Ⅱ-901）、九度山23（Ⅱ-10016）、九度山25（Ⅱ-10018）、九度山東山6（Ⅰ-3161）、九度山旭9（Ⅱ-891）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに九度山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第687号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

寺ノ谷（8-427-1-007）、観音谷（8-427-1-008）、右支溪（8-427-2-008）、七色1（Ⅰ-2117）、小松（Ⅰ-2123）、竹原1（Ⅰ-2124）、七色2（Ⅰ-4754）、竹原2（Ⅰ-4755）、七色3（Ⅱ-8423）、七色4（Ⅱ-8424）、竹原3（Ⅲ-4618）、竹原4（Ⅳ-8001）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

右支溪（8-427-2-001）、中の谷川（8-427-2-007）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第688号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年6月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3168	橋本市高野口町小田字柳504番3の一部、531番4の一部、531番6、532番1の一部、532番2の一部、532番6	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成 24.5.29	6.00	67.82
				6.00	35.57
				5.00	26.54
				5.00	2.00
				4.00	